

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	住所の概念--学生選挙権問題をとおして-2(完)-
Author(s)	小林. 三衛
Citation	茨城大学文理学部紀要. 社会科学(9): 151-164
Issue Date	1959-04
URL	http://hdl.handle.net/10109/10277
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

住所の概念 (二・完)

—— 学生選挙権問題をとおして ——

小林 三 衛

- 一 はしがき
- 二 学生選挙権問題の経過
- 三 各裁判所の判決の内容
- 四 学生選挙権擁護運動の意味 (以上前号)
- 五 住所の概念 (本号)

五

(一) 前項まで、学生選挙権問題の経過、各裁判所の判決の内容、学生選挙権擁護運動の意味について述べてきたが、ここでは、これらをよりどころにして、住所の概念を考察しよう。その中心となるのは、住所複数説と生活の本拠の問題とである、はじめに、地方裁判所、つぎに、最高裁判所の判決の内容を検討し、さらに、公職選挙法だけにとどまらないで、民法などに拡大しながら、わたくしなりの見解を述べてみたいと思う。

(二) 学生の選挙権が修学地にあるという結論については、各地方裁判所とも変わらないが、その論理構成には、お

のおの差異がある。

大阪地方裁判所の判決は、単数説をとつているように思われる。すなわち、「公職選挙法第二十条に掲げる「住所」とは、一般的にいえば、事実上居住して、その者の日常生活がある程度の継続性をもつて通常営まれている場所を指すものと解すべきである」としているが、「公職選挙法第二〇条の住所の概念は、そうした意味ないし機能にそつて定まるもので、住所として民法第二一条にいう「生活の本拠」も、ここでは右にみた選挙権行使の場所たるべき生活の本拠、そしてまた同時に、選挙権の要件たるべき生活の本拠として、合理的に定まらねばならないし、またそれをもつて足る」といつている。

静岡地方裁判所の判決は、公職選挙法にいう住所も、民法第二一条の生活の本拠をさすが、この判定は、その法律効果や到達しようとする目的によるとしている。すなわち、公職選挙法第九条第二項および第二〇条第一項は、「三月月以来」その市町村の区域内に住所を有する」ことを要件として規定しているが、ここにいゆる住所の意義については同法並びにその附属法令等に何らこれを明らかにしたものがないから、結局民法の「住所」用語例に従つたものと理解するのほかなく、民法第二一条には、各人の生活の本拠をもつてその住所とする旨が規定せられているので、公職選挙法にいう住所も、各選挙人の生活の本拠をさすものといわなければならない。しかし、ここに生活の本拠といつても、現今各人の法律生活は多岐に亘り、その法律関係が異なるにしたがつて、その生存および活動の中心とする地点にも異動を生じ、とうてい一か所に限定しにくいものがあることは、きわめて明かであるから、いま各人の生活の本拠がなんであるかを判定するにあたつては、その具体的法律関係に即し、かつ当該法律関係を支配する法規の企図する法律効果、その到達しようとする目的を考えて決すべきものであると解するのが相当である。公職選挙法における「特定の選挙人の生活の本拠をきめるについては、当該本人がその市町村に継続して居住し、その住居を中心として日常生活が営まれているかどうかという客観的事実を標準として判断すべきである」。複数説をとつていふようであるが、「生活の本拠」という用語にこだわつて、あいまいなところがある。

水戸地方裁判所の判決は、複数説の立場をとつている。すなわち、「元来民法第二一条によれば、住所とは各人の生活の本拠をいうものとされているのではあるが、種々の法令において住所のことが規定されている場合には、それ

はそれぞれ当該法令の独自の技術的要請に基いており、当該法令ないし法条の達成せんとする独自の立法趣旨に従つてその規定が設けられているのであるから、住所の認定に当つては右の技術的要請、立法の趣旨に即し、それとの関連において考えるのが相当であり、具体的な係争の法律関係を離れて、「住所」「生活の本拠」の存否を認定するというのは不合理であり、又無理なことでもあるといわねばならない。「公職選挙法第九条が三ヶ月以上にわたる住所を地方公共団体の議会の議員および長ならびにその教育委員会の委員の選挙権の要件としたのは、国民各自がその最も深い政治的な結びつきをもつている土地の地方公共団体の政治に参与するようその選挙権を行使させることを期したものであり、同法第二十一条第一項が三ヶ月以上にわたる住所を選挙人名簿登録の要件と規定したのも、選挙権者の適確な捕捉という技術上の要請の外に、国会議員の選挙につき候補者に対する適確な認識を得しめ、選挙運動等との関係において、適切な選挙権の行使を期することを主たる趣旨とするものであるから、これらの規定にいう住所は、各人にとつて、上記のような政治的地縁関係が最も直接的な土地で選挙権の行使が最も適切に行わるべきところでなければならぬ」としている。上告理由は、この攻撃に中心をおいている。判決は、さらに具体的に、「郷里をはなれて大学に入学し同学附属の寮に居住する学生は、年中ひんばんに帰省するとか、帰省回数こそ少いけれども、寮にいる期間は却つて少く、いわば寮に籍だけを置いているというに近い特段の生活関係が認められる者でない限り、その選挙法上の住所は寮にあるものと認むべきである」。したがつて、原告等はいずれも一年以上四年間の期間にわたり、寮を学生としての自分の市民生活の場所として過す予定のもとに、入寮以来現実に住居してきたものであるから、このような場合においては、公職選挙法の関係においても、原告等の市町村住民としての生活は、寮を中心として営まれており、その寮のあるところこそ、原告等の住所にはかならないものと、認めるのが相当である。学生が学資の大半を実家からの出捐に仰ぎまた休暇ごとに帰省する事實は、その者の住所が郷里にあるとする理由とはならないのである。

宇都宮地方裁判所の判決は、複數説をいつそう明確に打出している。すなわち、「法律上の住所の意義を決定するに當つては、如何なる法律関係について決定しようとしているかを考えなければ住所を以てその場所の標準とした意義が失われるのであつて、住所を法目的に解釈しようとする学説上所謂複數説は今日の通説と云つてよい（中略）。

公職選挙法の住所と民法上の住所とは同一のものであり得ないのである。そこで公職選挙法の住所はこれを独自のものとして如何に解するかである」というところから出発している。「公職選挙法第九条が三箇月以上の「住所」を選挙権の要件としたのは、選挙人名簿の調製上の技術的必要のほかに、選挙権者とその権利を行使する土地との地縁関係（名簿の閲覧、選挙候補者の人物政見を知得する便宜、選挙権の行使の容易等）が要請されるためであるから、そのいわゆる「住所」は、右の要請に適應する通常の市民生活すなわち事實上居住する場所を指すものであつて、その者の所有財産の所在地、その家族の居住地、またはその者の特殊な生活の営まれる土地などによつて左右されるものではないと解すべきであり、二つ以上の土地がその者により事実上の居住地と認められるような場合においては、その者の意思を重視し、その主観的判断の表現に基いてそのいずれが「住所」であるかを決すべきである」としている。つぎに、具体的問題として、「大学の所在地で寮または下宿にあつて修学する学生については、学生生活がその者の市民としての最も通常な状態であることにかんがみ、その選挙法上の住所は、反証のないかぎり、右寮または下宿の所在地にあるものと認むべきであり、学費その他生計費の支給者の居住地、その郷里への帰省の回数、帰省期間の長短等は、右住所決定の要素となるものではない。また、その者の郷里が寮または下宿所在地の近傍にあり、そのいずれが居住地であるかにつき疑を生ずる場合においても、その者が寮または下宿所在地に住所があると主張して選挙人名簿に関する異議の申立をして以上、右土地を選挙権行使の場所とする意思が表示されているのであるから、その土地をその者の選挙法上の「住所」と認めなければならない」と述べている。

(三) 最高裁判所の判決は、複数説に立つていないと解せられる。すなわち、「およそ法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは各人の生活の本拠を指すものと解するを相当とする」という前提において、「本訴の争点は、被上告人等四七名が昭和二八年九月一日現在において、その日まで引続き三箇月以来渡里村の区域内に住所を有していたかどうかの一点にあるのである。そこで原判決が確定した事実によれば、同人等は茨城大学の学生であつて、渡里村内にある同大学附属星嶺寮に起臥し、いずれも実家等からの距離が遠く通学が不可能ないし困難なため、多数の応募学生のうちから厳選のうえ入寮を許され、最も長期の者は四年間最も短期の者でも一年間在寮の予定の下に右寮に居住し本件名簿調整日までに最も長

期の者は約三年、最も短期の者でも五ヶ月を經過しており、休暇に際してはその全期間またはその一部を郷里またはそれ以外の親戚の許に帰省するけれども、配偶者があるわけでもなく、又管理すべき財産を持つてゐるわけでもないので、従つて休暇以外は、しばしば実家に帰る必要もなく又その事実もなく、主食の配給も特別の場合を除いては渡里村で受けており、住民登録法による登録も、本件名簿調製日には六名を除いては同村においてなされていたものであり、右六名も原判決判示のような事情で登録されていなかったに過ぎないものである。以上のような原判決の認定事実に基づけば、被告原告等の生活の本拠は、いずれも本件名簿調製日まで三箇月間は渡里村内屋嶺寮にあつたものと解すべく、一時的に同所に滞在または現在していた者といふことはできないのである。従つて原判決が被告原告等は本件渡里村基本選挙人名簿に登録されるべきものとし、これに反する原告人委員会のした決定を取り消したのことは正当であるといわなければならない」としている見解のうちには、複數説の根拠を見出すことができな⁽¹⁾い。かえつて、單數説を固持しているように思われる。したがつて、この点を衝いてゐる判例批評が多い。学生選挙権が修学地にあるという判決の結論については、複數説をとる立場からも異論はなからうが、最高裁判所が複數説に踏切れなかつたことに対する不満である。それにもかかわらず、この判決のもつ意味は、すでに述べたように、高く評価されなければならないであらう。⁽²⁾

(四) 公職選挙法の住所は、民法の住所と同じく生活の本拠を意味しているといふ説がかなり多いようである。⁽³⁾これは、單數説の論拠ともなつてゐる。しかし、これには、賛成ができない。公職選挙法の住所は、民法とは關係なく、公職選挙法じたいが目的としてゐるところにしたがつて、合理的かつ技術的に決定すべきであらう。このような点から、公職選挙法における住所の決定の基準として、選挙に最も密接な実質的關連を有する場所、選挙権行使に適當な通常の市民生活として事実上居住する場所、あるいは有権者にとつての選挙権行使に便宜なところ、⁽⁴⁾選挙権者としての生活の本拠、⁽⁵⁾出来得る限り、その土地に長く多く居住し、候補者の行状、主張をより精細に觀察し得る住所⁽⁶⁾などと説かれてゐる。水戸地方裁判所において、学生たち原告が、公職選挙法の住所を検討するときは、その目的に照し、選挙権を最も有効に、容易に行使しうること、住所の認定がもつとも容易かつ確實であることの点から、その認定の基準を導くべきであらうと主張し、裁判所がこれをいれて、「公職選挙法第九条が三ヶ月以上にわたる住所を

地方公共団体の議会の議員および長ならびにその教育委員会の委員の選挙権の要件としたのは、国民各自がその最も深い政治的な結びつきをもつている土地の地方公共団体の政治に参与するようその選挙権を行使させることを期したものであり、同法第二十条一項が三ヶ月以上にわたる住所を選挙人名簿登録の要件と規定したのも、選挙権者の適確な捕捉という技術上の要請の外に、国会議員の選挙につき候補者に対する適確な認識を得しめ、選挙運動等との関係において、適切な選挙権の行使を期することを主たる趣旨とするものであるから、これら規定にいう住所は、各人にとつて、上記のような政治的地縁関係が最も直接的な土地で選挙権の行使が最も適切に行わるべきところでなければならぬ」と判決したことは、きわめて妥当であるといわなければならない。

このような立場に立つて考えみると、公職選挙法の住所と民法の住所とは、必ずしも一致しない（一致する場合もある）し、しない場合もある。実際には、一致する場合が多いと思われるが、公職選挙法の住所の概念を規定するにあつては、民法二一条の「生活の本拠」ということばについて、注意を傾ける必要がないであらう。ところが、自治庁通牒を支持する側はもちろん、反対側のなかにも、「生活の本拠」ということばにこだわつてゐる者が少なくない。⁽⁹⁾民法の「生活の本拠」ということばは、極めて抽象的であつて、なんら具体的内容を含んでいない。すなわち、元来、民法における住所の規定は、民法が一般法学的性質を持つていたが、各種の法域が分化し、複雑な社会生活がおこなわれてゐる現在においては、各種の法域の必要に応じて内容が決定せられるという柔軟性に、その存在意義があるといえよう。⁽¹⁰⁾公職選挙法の住所は、民法だけでなく、その他の法域の住所とも一致しないこともある。たとへば、住民登録法は、「各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的」として⁽¹¹⁾、公職選挙法の住所と一致することが望ましいが、現在の法制とその運用のもとにおいて、両者が一致しなくてはならないとする法的な根拠は乏しいようである。なお、公職選挙法の住所の決定にあつて、その基準となつてゐる事実関係（たとへば、選挙に最も密接な実質的関連があるとか、選挙権に適当な通常の市民生活としての事実居住など）が相対的である場合には（たとへば、二つの土地が同じ程度の事実関係がある場合など）、本人の意思が要素となるといえるであらう。⁽¹²⁾そして、このことは、客観的な居住の事実と全く無関係ではないから住所に関する客観主義と必ずしも矛盾するものではない。⁽¹³⁾

以上の点から、公職選挙法の住所は、民法その他の法律における住所とは、必ずしも一致してはいえない。公職選挙法の住所だけでなく、おのおの法律で規定している住所は、お互に、一致していない場合があるといえよう。現在の人間の生活関係の場所的中心は、多元的であり、おのおの目的に感じて、合目的に、住所が決定されることが妥当であるからである。したがって、住所複数説は、全く正当であるといえる。住所単数説は、「時代おくれの古くさい学説」になつてゐる。

おのおの法律で規定している住所が、互に一致していない場合があるだけでなく、民法における住所も、一つであるということができないであろう。封建社会や商品経済がじゆうぶんに浸透していないところにおいては、法律関係が未分化の状態であつたから、住所が二つ以上あるとは考えられなかつたであろう。資本主義が發展し、商品交換がひんばん、迅速におこなわれる社会において、住所が二つ以上あることは、少しも不思議でないだろう。これに關して、すでに末弘博士が明解に論証されておられるから、ここで繰返す必要はなからう。ただ一般生活と特殊生活とに分けられるだけにとどまらないで、一般生活のなかでも、住所が二つ以上あるといえる場合もあるのではなからうか。たとえば、最高裁判所が判示しているように、一般の学生の住所（生活の本拠）は、修学地と郷里とに、修学地と郷里とに半分ずつ生活しているような学生があつた場合に、この学生の住所は、修学地と郷里とにあるといつても間違ひではないであらう。また、家族を残して、単身で赴任した者が、ときどき家族のところへ帰へつて来るような場合にも、二つの住所があるといつて差支えないであらう。

以上述べてきたように、おのおの法域は、その目的にしたがつて、それぞれ合目的な固有の住所の概念が形成されており、しかも、これらは、互に一致しているとは限らない。そのうえ、公職選挙法の住所は、一つでなければならぬが、民法における住所などは、二つ以上あつてもさまたげない。

(1) たとえば、加藤(一)教授は、「この判決は、寮全面的に「生活の本拠」としたため、住所が単数か複数かの問題にふれる必要がなかつたので、この点には直接には触れていない。しかし、はじめに住所とは生活の本拠を指すとすること、複雑説をとれば選挙法上の住所のみを問題にすればよく、住所一般にまでふれるのは余計なことであるのにそれの問題を解決したこと、原審判決はきわめて明確に複数説の立場に立ち上告論旨もその攻撃に中心をおいていたのに対して

右のような判断の誤りで、原判決は理由における説明は多少異なるが結論は結局正当であるとしていること、などから、住所複数説を否定するという感じを受ける。もつとも、そこまでの結論をこの判決から引き出すのは行きすぎであるから、この点については今後の判決をまたなければ何ともいえない」といつている（ジュリスト七二号三七頁）。乾助教は、「判旨第一点は、住所も生活の本拠に求めている。このことは民法上の住所が同時に他の法領域における住所であることを意味する。したがってこの考え方から全法領域を通じて単一の住所のみがあるべきだ」という結論をみちびき出すことができる（住所複数説）。「本判決は単に住所が生活の本拠であるというにとゞまり、住所複数説を主帳したものでないと弁護することができるかも知れぬ。たしかに生活の本拠という概念はそれ自体としては無内容に近く、したがって各種の法域の必要に応じて内容が決定せられるという柔軟性にこそ、その消極的な存在意義がある。しかしこのように解することは、抽象論としてはともかく、当面争われている公職選挙法の住所の意義を決定するについては無意味である。問題はこの場合における生活の本拠は何かということである。この問題に解決を与えない限り、住所複数説を主帳するものと見られてもやむを得まい」と述べている（民商法雑誌三二巻三号七七頁以下）。これに対して、唄助教は、「当判決はその消極的表現の中にはあるが、自治庁通達の住所認定基準を直向から否定している。そして、学生の住所の要素を修学地における日常生活に求めている。その意味で、従来私たちが複数説（正確には生活関係基準説）の立場から公職選挙法の目的に即して住所を認定し、「選挙権行使に適当な通常の市民生活として事実上居住する場所」であると説くのと、その根本的考えにおいて一致しているといえるのではないか。そして、ここにこそ、当判例の真意義があるのである。これを理解せずして、この判決が最初に「その住所とは各人の生活の本拠を指すものと解するを相当とする」という一句に事かたて、この判決が単数説をとつたものと断定するのは、判決文に拘泥して判決の真意義を解そうとしない早合点ではないだろうか」といつている（中央大学新聞 昭二九・一一・五）。なお、このほかの判例批評として、杉村敏正「公職選挙法における住所の意義」（法学論叢六一巻四号九九頁）、大西芳雄「寄宿舎で生活している学生の選挙権」（立命館法学一〇号 一二五頁）などがある。

(2)

この判決に対する評価は、すでにいくつか引用しておいたが、若干補足しておこう。「この判決の任務は次大四七名の住所の認定について具体的論争に対する具的的判断にある。しかもそれは上告棄却の裁判であるが故に、判決における判断は消極的判断をもつて足りる。そのような判決の立場の限度内において、しかも判決は従来などの議論にもまして、明快

な解決を与えた。それは、茨大の学生の住所の認定について、修学地における寮への居住の事実にもつとも重さをおいてそれをこそ住所Ⅱ生活の本拠、認定の最大の要素となした。「本判决は歴史的意义を有する。それは学生諸君が原告となつて不当な行政行為を打ちやぶり、自らの権利を法廷を通じて守りぬいたものであるから。一年有余にわたる学生諸君のあの誠実な努力を、それをめぐる世論の支持がこの判決と無関係であると断じ得ようか。最近、法の解釈が複数あり得ること、にもかかわらず、正しい解釈は論理的に求め得べきこと、などをめぐつて、多くの論議がなされたが、本件は、正しい解釈がどのようにして現実的存在たらしめられるかを示した一つの事例であつた。この判決をもつて「当然なことが当然表明されたもの」として問題を片づけてはならない。そのかげにある「権利のための斗争」の意義の正しい評価を、過去にかえりみて今後の事態の発展のなかに、みきわめる努力をつづけねばならない」(唄・前掲)。「大法廷が全員一致でこのような妥当な判決をしたことには敬意を表したいし、この判決が、学生をはじめ多くの人々に、正しい主張が通るといふ明るい希望を与えたことの意味は、大きく評価しなければならない」(加藤・前掲)。「これは、学生が「権利のための斗い」を法廷にもち込んで勝利を得た最初の例として歴史的に重要な意味をもつている。正しい法の解釈も力に依つてかち得られるのである。最高裁判決をみて、「出るべきものが出たのだ」という人がいる。「出るべきもの」を学生自らの力で出されたのだという方が正しい。茨城大の学友が出訴し得たからである。出訴するには公職選挙法第三条の手續きをふまねばならないし、又法定代理人も頼まねばならない。こんなことはそれ以前に地道な運動が生まれ、組織が出来上つているのでなければできないものでない」東大教養学部学生選挙権対策委員会・学生選挙権問題についての我々の研究と行動〔プリント〕。

(3)

上告理由第一点(3)の引用文献参照。最近の田中教授は、つぎのように書いておられる。「民法は、各人の生活の本拠をもつて住所とする。行政法上には、一般的な規定はないが、同じ趣旨が妥当する。判例も、法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは各人の生活の本拠を指さすものと解するを相当する」(最高昭二九年一〇月二〇日大法)。たゞ、何を生活の本拠とみるかについて、一定の地を生活の本拠とする意思と、その地に常住する事実との二つの標準があり、その何れによるべきかについて、判例の態度はまちまちであるが、私は、具体的に、どういふ関係について、どういふ意味において、住所の所在が問題になつてゐるかを考え、その法律関係について、必要な場所的関連があるかないかを具体的事情に即して決定するのが、正当であらうと思ふ」「具体的

法律関係について必要な場所的関連のある土地が、住所の所在地として決定されるべきであるという上述の見地からすれば、一つの法律関係については住所はただ一つでなければならぬ。しかし、特定の個人については、法律関係が二つ以上にわたる場合には、それぞれの法律関係について、それぞれ別個の住所が存在する場合も考えられる（旧貴族院多額納税新編において行使し、衆議院議員の選挙権を東京都において行使。昭和一五年二月二十九日貴族院裁定。議員の互選資格を新編において認められたことし、昭和一五年二月二十九日貴族院裁定）。最高裁判所は、選挙に関しては、住所は一個所につき限定されるものと解している（最高昭和三年一月二八）（日民集二卷一四号四七頁）（行政法総論（法律学全集 昭和三年）二四三―四頁）。

(4) 作間忠雄「選挙法における学生の住所」（自治庁資料「その四」）。さらに、つぎのようにいわれる。「一般に住所は、その法律関係に於いては最も関係の深い場所と解すべきで、財産的、身分的關係を規律する民法上の住所概念を直ちに選挙法に適用するのは当をえていない。」

(5) 唄 孝一「学生の選挙権と住所」（中央公論昭和二八年一月二日号一五九頁）。もう少し詳しく紹介すれば、次のとおりである。選挙の観点よりの住所は、基本的人権の一たる選挙権（憲一）行使の要件を加重し、それを困難ならしめるものであってはならない。すなわち「できるだけ選挙権の行使を容易ならしめるということに、主眼点があるのではないかと考えられる。したがってここにいう住所は選挙権行使に適当な通常の市民生活として「事実上居住する場所」というように解すべきであり、かつ、それ以上の過重な要件を加味するものであってはならない。」

(6) 宮沢俊義「選挙法における住所について」（自治研究三〇巻二号四頁）。もう少し詳しく紹介しよう。「選挙法における住居とは何か、を考えるに当つては、選挙法が、どういう目的で選挙人をその住所地の名簿に登録し、その地域の属する選挙区で投票させる（すなわち、その選挙区の選挙に参加させる）ことにしたか、を考えなくてはいけない」「こういう立場から考えると、そこにいう住所が「生活の本拠」を意味することはひとまず承認されるとして、さらに何が具体的に各人の「生活の本拠」であるかを決定すべきファクターとしては、各有権者にとつての選挙権行使の便宜ということも、当然考慮されなくてはならない。ここに選挙権行使の便宜というのは、単に選挙の当日投票所へ出頭する便宜を意味するのではない。その投票がもつとも有効に、かつ適正になされうるために、選挙人が、選挙運動の關係においても、それ以外の關係においても、候補者または議員についていちばん正当な関心をもつことができるような事情を意味する。だからここで「便宜」という言葉を伴つたが、それは便宜主義という場合の便宜の意味ではない。むしろ、適正または公正の意味である。唄教授が「選挙権行使に適当な通常の市民生活として事実上居住する場所」というのも、同じ意味であろうと

おもう」(四一五頁)。

- (7) 佐藤功「学生の住所」(判例時報八号二頁)。「選挙権の要件たる「住所」とは民法第二一条の「各人の生活の本拠」をいうことは一般の定説といつてよいと金丸氏はいつているが、これはもとよりそのとおりである。ただ問題は、選挙権の要件としての住所を考える場合には、右の「生活の本拠」という觀念も、前に述べたような意味で、合目的に促らえられなければならないということである。すなわち、たとえば、人の私法上の身分・財産関係等においては、その法律関係の性格から、「生活の本拠」がどこであるかは厳格に決定されなければならないであろうが、選挙権の要件としての住所を考える場合には、それはいわば「選挙権者としての生活」の本拠の意味に解すべきであり、つまりその人の選挙権の行使に最も関心の深い場所、すなわち選挙権に積極的に参加する上に最も容易且つ便宜な場所がどこであるかという観点から考えなければいけない」。佐藤教授は、また別のところで、つぎのように書いておられる。「住所というものは、どんな場合にも、一律に考えられるものではなく、何らかの法律で住所が問題になつている場合には、その法律の目的や精神に即して、どこに住所があるかを判断することが最もその法律に忠実であるかということを考えて決めて行かなければならぬいからである。つまり選挙権の要件としての住所を考える場合には、どこでその人に投票させることが最もよく選挙の目的を達成することになるかという観点から考えなければならない」(自治庁資料「その四」)。この方が妥当なように思われる。前者(判例時報)は、民法の生活の本拠ということばにとられすぎているようにみえる。

- (8) 野口稔「生活の本拠の意義——あまりにも公式的な金丸氏の所論」(朝日昭二八・八・二六論壇)。野口君は、当時、東大法学部学生であつた。

- (9) たとえば、金丸三郎「学生の住所と選挙権」(朝日二八・八・二二)、沢田竹治郎「学生選挙権問題について」(自治庁資料「その四」)、鍛冶良作「實際を離れた学者理論——学生選挙権の所在について」(朝日昭二九・六・五日)など。

- (10) たとえば、宮沢、佐藤兩教授、野口君の前掲所論などにかがわれる。最高裁判所および大阪、静岡の両地方裁判所の判決がそうである。

- (11) 川島武宜「民法体系における『住所』規定の地位」(「民法解釈学の諸問題」一五三頁)参照。なお、川島教授は、この論文なかで、つぎなようなことを強張しておられる。民法総則の住所は、裁判管轄決定の規準であることを、その中心的存在意義とする。したがつて、「それは民法の「総則」的規定ではないのである。しかして、民訴法的「住所」は既に民訴

法中に規定され、且司法制度の統一される現代国家においては裁判管轄の拡張の傾向の結果民訴法自身中においても「住所」の重要性は遙かに減少したものと考えられる。又純民法の領域においては「住所」は断片的にしか問題とならない。今日においては「住所」は全体として嘗ての重要性を失つてゐるのである。しかし各法域分化の現段階においては、一般法学的な「住所」概念を民法及び民法学が決定することは無意味であるのみならず不当でさえある。各法域はその目的に応じて合目的な固有の「住所」概念を形成しつつある。私は民法総則篇中の住所規定の不要と、一般法学的住所論の不要とを感ずるのである」（二六一—二頁）。示唆に富むものといえよう。

(12)

宮沢・前掲五頁参照。さらにつきのように入れられる。「万々一これら両者が一致しなくてはならないとしても、そのことによつて、以上にのべられたような選挙法における住所決定の基準が、少しでも下げられることは許されない。現行法の下で、もし両者が一致しなくてはならないとすれば、それは住民登録法の住所を選挙法における住所に歩みよらせるべきだ、ということではなくてはならず、決して選挙法の住所を住民登録法の住所に歩みよらせるべきだ、ということであつてはならない」（五一六頁）。また、加藤教授は、つぎのようにふれておられる。『住民登録法が、「各種行政事務の適正で簡易な処理に資する」目的で住所地で住民登録をすることにしてゐるのが、住所複数説に対する一つの障害であることは支持者側のいうとおりである。しかし、この法律は、いわゆる現住地または現住所に多くの関係が集中することに着眼しそこを「住所」として住民登録をしようとしたものと見るべきである。そこは選挙を含む多くの法律関係における住所と一致するのが普通であるが、やはりありうべき複数の住所の中の一つたる「住民登録法上の住所」であつて、この法律により住所複数説が否定されたとするのは正當でない』（前掲三四頁）。なお、唄助教授は、「住民登録法の目的として、決して「各種行政事務の適正で簡単な処理に資する」のみでなく、それとともに、いな、それよりも第一に、「住民の日常生活の利便を図る」ことがうたわれてゐることをみのがさぬよう当局に要望したのである」と述べておられる（前掲一六四頁）。

(13)

唄助教授は、これについて、つぎのように入れられる。「その困難な相対的判断にあつては、本人の意思もまた一つの大きい要素をなす。すなわち、A地もB地も、ある程度の（しかも、場合によつては同じ程度の）事実的居住がある場合、本人がどちらをえらぶかということが一つの大きな要素をなす。ただし、その場合、どちらで選挙することが便利である、適當であるかについて、当人の主観的判断は無視できないからである」（前掲一六一頁）。宇都宮地裁の判決も、こ

の点にふれている。すなわち、「選挙権者の事実上の居住を対象とするのであるから、二つ以上の土地が事実上の居住地であるが、一方が他方より多く事実的居住の性質を持つという場合があり得るので、客観面に於て相対的な性格を具有することあるは免れ得ない。このような場合には、選挙権者本人の意思が大きな要素を為し、本人の主観的判断の表現がこれを決定することである」。

(14) 唄・前掲一六二頁。

(15) 川島武宜・来栖三郎「学生の選挙権について——実質的理由に欠ける衆院修正案——」(朝日昭二九・五・二九)。詳しくは、つぎのとおりである。「そもそも法律上の住所とは、法律的に意味のある行為を場所的に限定するための技術である。技術は、その本来の性格において、その奉仕すべき目的が異なるに依りて分化するものであり、したがって、その技術性を高めるには、技術の分化が必要である。だから、あまいな通俗用語の住所概念ただ一つで、種々の異つた法律上の目的に奉仕させようとすることは、おくれた法律技術だといわねばならない。いわゆる住所単一説は、時代おくれの古くさい学説にすぎない」「だから、選挙法上の住所と民法上の住所が同じでなければならぬ」といふ考え方は、この点を無視する誤りにおちいつている」なお、川島教授は、「ドイツには現在においても、民法住所論が一般に他の諸法域における「住所の内容を決定すべきもの、と説くものもあるが、これは前述の如く私法及び私法学的技術が他の法域に対し指導的地位に立ち一般法学的概念構成をなした時代、殊に公法の私法的構成による政治的立法が努力された時代の名残と見るべきであり、現在においてはその存在意義を失つていゝ議論と考へる」と述べておられる(前掲二五九頁)。

(16) 末弘敏太郎「民法雑考・第二 住所に関する意思説と単一説」(法学協会雑誌四七卷三九五頁以下)。要点を拾つてみよう。「社会的分業の發達は益々各人をして私的一般生活の外其分業に関する特殊生活を有せしむるに至つた。独り商人のみならず苟も社会的分業を分担する人々は其分担の度合が強ければ強い程其分業生活に關して社会一般と特殊の生活問題を結ぶに至つてゐる。果して然らば私的一般生活の中心点として住所を認め之を標準として一般生活の諸關係を整理すると同時に、特殊生活の中心点としてのこの特殊住所を認め之を標準として其生活に關する諸關係を整理することは独り生活者本人によつて便宜であるのみならず特殊生活に於て其者と取引する一般第三者によつても、非常に便宜である。従つて立法論としては単一説よりは寧ろ複數説に理論的長所を認め得るのである」(六九頁)。「此点に付いて吾々の先ず第一に考へねばならないのは、吾國の現行法が住所の外營業所を認めてゐることである。即ち或る人が營業を営んでゐる場合

には一般生活の外別に営業生活なる特殊生活ありとし、一般生活の本拠として住所あり得るの外、営業生活の中心点として営業所なる特別の住所を認めてゐることに注意すべきである。而して其之を認むる根拠は当該人の営業生活に関して之と関係をもつ人々にとつては其人の一般生活に関する中心点を標準として取引関係が整理されるよりは、営業生活の中心点たる営業所を標準として取引関係の整理を受ける方が遙かに便宜であると言ふ点に存する」（七〇頁）、「或る人が一般生活の外——営業生活以外の——特殊生活を有する場合に於ても、其特殊生活に関する限り特殊の住所を認めることは何等哲理にあらざるのみならず当該特殊生活の相手方によつては寧ろ便宜であると言はねばならない。従つて其特殊生活に関して特殊の住所を認めてこそ反つて相手方の利益を保護し得るのである。現在の社会に於けるが如く分業が段々激しくなり、各人が人としての私的一般生活を有する外、其業に関する限りの特殊生活を有ると言ふ事実が顕著となるに伴い、一般生活の爲めにする住所の外特殊生活の爲めにする特殊の住所を認むべき必要で段々顕著となるのは当然の傾向である」（七一頁）。

〔付記〕

前号について、好意ある批評をいただいた方々に感謝する。農地法における住所や裁判管轄決定規準としての住所などについても、論究する予定であつたが、いろいろな事情のため、やむなく割愛した。別の機会に改めて研究したいと考えている。茨城大学の学生選挙権擁護委員会の委員の一人が、このときの体験を生かして、現在むずかしい勤務評定のたたかひにとりくんでいることを付記しておく。（一九五八・九・一七）。